

広島市請負工事V E 提案等評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、広島市請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第2条第2項の技術提案に係る評定に関する事項を定めることにより、本市が発注する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 V E 提案等の評定（以下「V E 評定」という。）の対象は、評定要領第2条に規定する評定の対象のうち、入札時又は契約締結後に受け付けた技術提案とする。

(V E 評定の時期)

第3条 V E 評定は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

- (1) 当該提案を受け付けたとき（以下「基本評定」という。）
- (2) 当該提案に基づき工事を行ったものについては、工事が完成したとき（以下「完成時評定」という。）

(評定者)

第4条 V E 評定は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 基本評定は、V E 提案審査委員会設置要領に規程されたV E 提案審査委員会が評定する。
- (2) 完成時評定は、検査員及び主任監督員の考査を参考の上、V E 提案審査委員会が評定する。

(V E 評定の方法)

第5条 V E 評定は、提案ごとに個別に行うものとする。

- 2 V E 提案の考査は、基本評定については、V E 評定考査表(基本評定) (様式-1)、完成時評定については、V E 評定考査表(完成時評定) (様式-2) により行うものとする。
- 3 V E 提案審査委員会は、基本評定及び完成時評定の結果をふまえ、当該提案のV E 評定を決定するものとする。
- 4 評定に当たっては、V E 評定にあたっての留意事項(別紙-1)を考慮して行うものとする。
- 5 評定結果は、V E 提案等評定表(様式-3)に記録するものとする。

(V E 評定の結果)

第6条 V E 提案審査委員会は、V E 評定を決定した場合、遅滞なく、都市整備局技術管理課長又は都市整備局技術管理課建築管理担当課長(以下「技術管理課長等」という。)にV E 提案等評定表を提出するものとする。

- 2 V E 提案等評定表の提出を受けた技術管理課長等は、これを工事成績総括評定書に記録するものとする。

(V E 評定結果の修正)

第7条 V E 提案に基づく施工に関してかし等が発生した場合、V E 提案審査委員会はV E 評定結果を修正するものとする。

2 かし等が極めて重大である場合は、V E 評定結果を抹消するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に施工中の工事であって現に提案を受け付けたものについては、第3条の規定に関わらず、工事が完成したときの完成時評定と合わせて基本評定を行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。